

・地域のみなさん、学識経験者、関係自治体の意見をお聞きしながら河川整備計画の策定を進めています。

インターネットによる原案の閲覧

小矢部川水系河川整備計画(原案)本文については、下記のHPで見ることができます。

国土交通省北陸地方整備局
富山河川国道事務所HP
<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

応募締め切り・・・

平成26年10月31日(金)

小矢部川水系河川整備計画(原案) に関する意見募集

安全で安心でき、人々の生活を支え・潤すとともに、
豊かな環境の小矢部川を後世に伝える川づくり

●意見募集方法●

意見募集方法は以下の4種類です。

1 インターネットによる意見募集

年齢・お住まい・ご意見を下記 URL のフォームにご記入の上、お送りください。
原案又は本パンフレットの該当箇所(頁)をご記入の上、ご意見をご記入ください。
URL : <http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

2 FAXによる意見募集

年齢・お住まい・ご意見を記入の上、下記 FAX 番号までお送りください。
原案又は本パンフレットの該当箇所(頁)をご記入の上、ご意見をご記入ください。
FAX 番号 076-443-4716

3 住民説明会による意見募集

整備計画(原案)についての住民説明会を右記の日程で開催します。
住民説明会時に意見を募集します。

4 縦覧コーナーによる意見募集

原案を閲覧できる箇所に縦覧コーナーを設置します。
縦覧コーナーに意見書を投函できる意見箱を設置しますので、原案又は本パンフレットの該当箇所(頁)をご記入の上、ご意見をご記入ください。
原案の閲覧場所はHPに記載しています。
URL : <http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>



▲意見箱(縦覧コーナーの例)

●住民説明会●

整備計画(原案)についての住民説明会を開催します。
入場無料・事前申込不要でどなたでもご参加いただけますので、最寄りの会場までお越し下さい。

日時	開催場所
10月19日(日)14:00～16:00	ウイング・ウイング高岡内 高岡市生涯学習センター 5F
10月23日(木)19:00～21:00	射水商工会議所会館
10月25日(土)10:00～12:00	津沢コミュニティプラザ
10月25日(土)14:00～16:00	南砺市福光庁舎別館 3F

ウイング・ウイング高岡



射水商工会議所会館



津沢コミュニティプラザ



南砺市福光庁舎別館



●問い合わせ先●

河川整備についてのご意見・お問い合わせは下記まで
受付時間: 土日祝日を除く 9:00～17:00

国土交通省 北陸地方整備局

●富山河川国道事務所 〒930-8537
富山市奥田新町 2-1
Tel 076-443-4715(調査第一課直通)

平成26年8月



本パンフレットは、小矢部川に関する意見を地域住民の方から広く募集することを目的に「小矢部川水系河川整備計画(原案)」の概要を示したものです。原案全文は下記 URL のホームページでご覧いただけます。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

1. 小矢部川流域等の概要

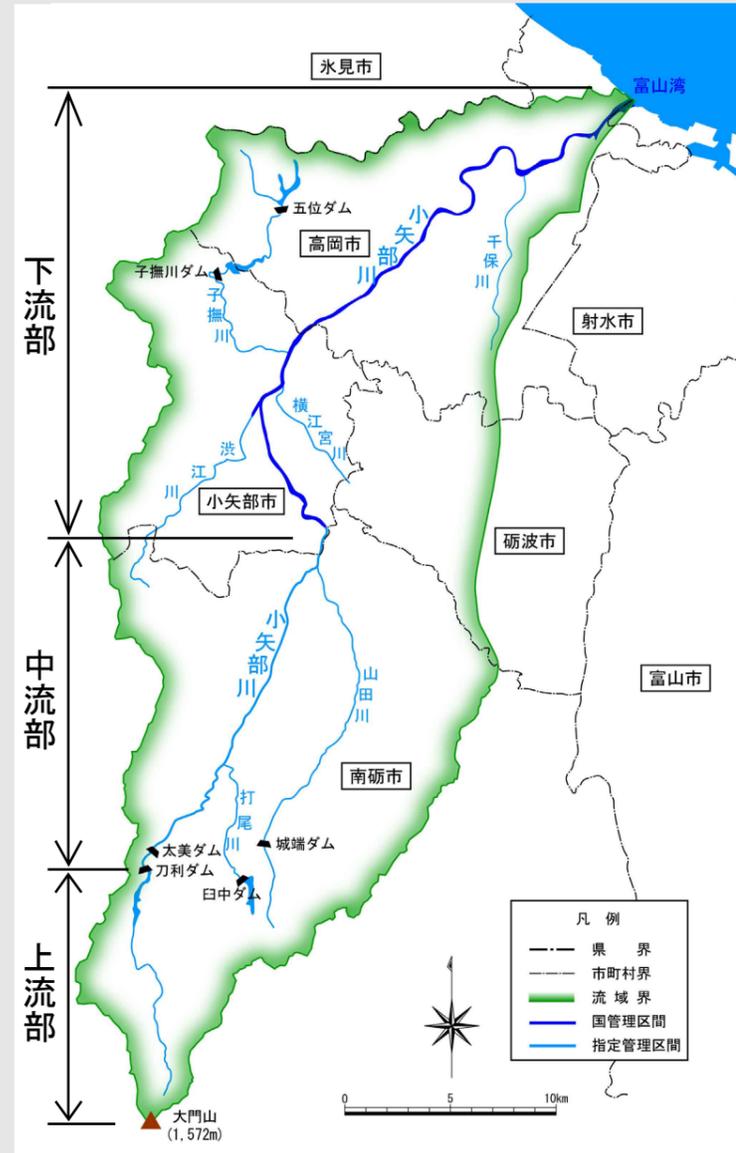
1.1 流域及び河川の概要

◇小矢部川は、富山県西部に位置し、その源を富山・石川県境の大門山（標高1,572m）に発し、富山・石川両県境に沿って、北流し、砺波平野に出て南砺市において山田川を合わせたのち、小矢部市に入り、渋江川、子撫川を、さらにその下流、高岡市において祖父川、千保川等を合わせて日本海に注ぐ幹川流路延長68km流域面積667km²の一級河川です。

◇流域は、富山、石川両県の6市からなり、流域の土地利用は、森林が約47%、水田や畑地等の農地が約34%、宅地等の市街地が約14%となっています。また、小矢部川下流部に広がる平地には、富山県の主要都市である高岡市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしています。

◇流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりした日本海型気候です。年間降水量は、上流域に向かって多くなり、平野部で約2,300mm、山岳部では2,900mmを超えます。

◇上流部は、急峻な地形で、ミズナライタヤカエデ林、ブナ・ミズナラ林の落葉広葉樹林が大勢を占め、溪流にはウグイ、カジカ等の魚類が生息しています。中流部は、ススキ、ヨモギ等が生育し、河川の水辺や河原には、アオサギ、シラサギなどのサギ類やセキレイが観察され、冬期にはカモ類が飛来します。下流部は、モクズガニ等の底生動物、アユ、ウグイ等の魚類が生息し、蛇行河川が形成しているワンドや淵においては、トミヨやドジョウ等の生息・繁殖が確認され、細流等では、ミクリやナガエミクリ等の水生植物が見られます。



▲小矢部川流域図

◇上流部には長瀨峡の渓谷や不動滝などの景勝地、下流部には万葉集にも詠まれている美しい山で、国立公園にも指定されている二上山、支川の子撫川には緑が豊かな宮島峡など、さまざまな景勝地が存在しています。

◇流域内には高瀬遺跡をはじめとする国指定の史跡、高岡城址（高岡古城公園）などの県指定の史跡8件、天然記念物9件があります。そのほか、国指定有形文化財7件、国登録有形文化財6件があります。

◇上中流部の砺波平野一帯では、古くから森林資源を原料とした工業および関連産業が発達しており、現在は、農産物を原料とする食品工業、綿紡績、紡績機の製造から発達した機械工業が伸びています。下流部は高岡市を中心として工業地帯を形成しており、およそ400年の伝統をもつ鋳物工業などの中小企業と、明治以降に興隆してきた鉄鋼、繊維、紙、パルプ、化学、食品などの大企業から成り立っています。

◇流域内には、北陸新幹線（平成26年度開業予定）、JR北陸本線、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道8号、156号等の基幹交通ネットワークが形成されています。さらに河口部には国際拠点港湾伏木富山港（伏木地区）があるなど交通の要衝となっており、富山県西部地域における社会、経済、文化の基盤を成しています。

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する事項

■ 流況等のモニタリング

◇河川の縦断的な流況モニタリングを行い、その結果等を評価し、関係機関と協力して広域のかつ合理的な水利用の促進を図るなど適正な流量の確保に努めます。

■ 関係水利使用者との渇水調整

◇河川流量が減少し、渇水対策が必要になった場合には、小矢部川渇水情報連絡会において、関係機関や水利使用者等と連携して情報の伝達・共有を図り水利用使用者相互間の水融通の円滑化等を実施し、被害軽減に努めます。

5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

■ 生物の生息・生育・繁殖に配慮した管理

●ウマノズクサの生育に配慮した堤防除草の実施

◇ジャコウアゲハの食草であるウマノズクサの保護区域の設定、成虫の蜜源となる花壇の設置、生育に配慮した除草の実施に努めます。

●外来種対策

◇生態系の維持保全の観点から、河川水辺の国勢調査等を通じて生息実態の把握に努めるとともに、流域の関係機関と連携し、適切に対応します。

■ 環境モニタリング

◇小矢部川の河川環境を適切に把握していくために、その現状や経年変化を把握するための「河川水辺の国勢調査」や「多自然川づくり追跡調査」を引き続き実施し、それらのモニタリング結果を踏まえた『小矢部川固有の河川環境の保全と整備』を推進していきます。

■ 水質調査等の実施

◇定期的に水質を把握するとともに、地域住民、関係機関等と連携を図り、現状の水質維持に努めます。

■ 水質事故時の対応

◇水質事故による利水及び環境への被害を最小限にとどめるため、「富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会」を通じて迅速な情報伝達を行うとともに、関係機関と連携して水質事故の被害拡大防止に努めます。

■ 河川空間の適正な利用の促進

◇沿川自治体等と連携して、河川愛護意識の啓発、地域住民の参加による河川清掃等の支援を実施します。

■ 地域と連携・協働する河川管理

◇河川に親しむ機会を提供し、河川愛護や水質浄化に関心を持ってもらうとともに、河川で採取した水生生物の種類によって簡易的に水質の状態を調べる水生生物調査、河川敷の利便性や快適性などを地域の方々に評価して頂く川の通信簿等を実施し、今後も地域住民及び市民ボランティア等の協力を得て、河川の維持管理を行っていきます。

◇小矢部川が身近な環境教育の場として活用されるよう、総合学習等の支援を行い、子供たちの意欲的な学習をサポートしていきます。



▲ジャコウアゲハの保全の取り組み



▲採水作業の状況



▲水質汚濁事故対応訓練



▲水生生物調査状況

5. 河川整備の実施に関する事項 ②

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

■ 河川の巡視及び点検

◇いつ発生するか分からない洪水や濁水に備え、また、河川管理施設の異常やごみの投棄、船舶の係留（無許可）等を発見するために河川の巡視や点検を実施します。

■ 河川の調査

● 河道状況の調査

◇河床形状の経年変化や異常箇所について適切に把握するために、縦横断測量や平面測量、空中写真撮影等を定期的に行います。

● 水文観測

◇濁水状況や洪水の規模等を適切に把握するため、平常時・洪水時に関わらず、継続的に水位や流量観測などを実施します。

■ 河道・河川管理施設の維持管理

● 河道の維持管理

◇適正な河道断面を確保し、河道・河川管理施設が常に機能を発揮出来るよう河道堆積土砂の撤去や河床の安定化対策を実施するなど、安定河道の維持・保全に努めます。

● 堤防の除草

◇堤防の亀裂や護岸の変状等を早期に発見するため、堤防の除草を行います。

● 樋門・樋管及び排水機場の維持管理

◇樋門・樋管及び排水機場等、河川管理施設の必要な機能が発揮されるよう、適切に点検等を行います。

■ 減災への取り組み

● 霞堤の機能維持・保全

◇小矢部川左岸 31.0km 付近に現存する霞堤については、開口部を現状のままとし、現有の機能を維持します。

● 危機管理対策の強化・充実

◇土屋橋左岸上流には、河川管理者（国土交通省）、水防管理者（高岡市）が一体となって整備した「福岡防災ステーション」があり、災害時には緊急復旧活動、市町村等が行う水防活動等を円滑に行うための総合防災の最前線基地として人命や財産及び経済活動を守るための役割を担っており、さらなる有効活用を進めていきます。

● 水防活動への協力と実施

◇国、流域自治体、企業等から成る水防連絡会を設置し、出水期前の合同巡視、水防工法研修を実施し、危険箇所の確認や水防技術の向上を図っています。

● 水防に役立つ情報の提供

◇近年の集中豪雨による急激な水位上昇や、氾濫域に市街地を抱える小矢部川の流域特性を踏まえ、地域住民の避難に必要なリードタイムを考慮した危険水位の設定や、さらなる水位予測の精度向上を図ります。

◇受け手の立場に立った分かりやすい情報提供に努めるため、今後浸水想定区域図の見直しに合わせて、よりきめ細やかな情報が提供できるよう検討を進めるとともに、流域自治体によるハザードマップ作成とハザードマップを用いた訓練の実施支援を行います。



▲河川管理施設（堤防）の点検



▲定期横断測量



▲堤防の除草



▲水防工法研修



▲動く浸水想定区域図

1.2 治水の沿革

■ 水害の歴史

◇小矢部川流域は、梅雨、台風、冬期の降雪と年間を通じて降水量が多く、過去から幾度となく台風や梅雨前線による洪水被害が発生しています。

◇近年においても平成 2 年 9 月洪水、平成 10 年 9 月洪水、平成 20 年 7 月洪水で家屋等の浸水被害が発生しています。

■ 治水事業の沿革

◇明治 33 年から庄川の改修事業として新川開削工事を行い、大正元年に庄川と分離したことで、庄川の洪水流による背水の影響を受けた水害はなくなりました。

◇昭和 8 年 7 月洪水を契機に、昭和 9 年に幹川 40km、支川 5km で築堤等の改修工事に着手しました。

◇昭和 28 年には、改修区間を小矢部市津沢より河口までの幹川 33.6km および渋江川、子撫川、千保川等を含め 38.0km とするとともに、上流部は中小河川改修事業として富山県において施行することとなりました。

◇昭和 28 年 9 月の洪水を契機に昭和 29 年より、石動地区で引堤を実施し、昭和 30 年 12 月に基準地点津沢において計画高水流量を 1,100m³/s から 1,300m³/s に改定しました。

◇昭和 43 年には一級河川の指定を受け、工事实施基本計画を策定し、昭和 57 年より上流津沢地区の引堤、小矢部大堰の建設を実施しました。

◇平成 9 年の河川法改正に伴い、平成 20 年 1 月には小矢部川水系河川整備基本方針を策定し、基準地点の津沢における基本高水ピーク流量を 1,600m³/s とし、うち 300m³/s を洪水調節施設により調節し、計画高水流量（河道への配分流量）を 1,300m³/s と決めました。



落橋した国築橋（高岡市）
▲昭和 38 年 6 月洪水（台風 2 号）の被害状況



高岡市江尻地先
▲平成 10 年 9 月洪水（台風 7 号）の被害状況

年号 (西暦)	沿革
明治34年 (1901年)	富山県告示で千保川合流点から庄川合流点までを庄川の支川として認定される。
大正元年 (1912年)	庄川の新分水路開削工事により分離。独立河川となる。
昭和4年 (1929年)	河川法適用河川に認定される。
昭和9年 (1934年)	津沢地点の計画高水流量を1,100m ³ /sとし、幹川40km、支川5kmの改修に着手。
昭和29年 (1954年)	石動地区で引堤事業に着手。
昭和30年 (1955年)	昭和28年の大洪水を受け、計画高水流量を1,300m ³ /sに改訂。
昭和42年 (1967年)	小矢部川が一級河川に指定され、河口～34.2km及び支川渋江川の合流点～2km区間が直轄管理区間となる。
昭和43年 (1968年)	工事实施基本計画が策定される。
昭和54年 (1979年)	改修区間を河口～35.4kmとする。
昭和57年 (1982年)	津沢・箕輪地区改修に着手。河積確保のため築堤及び引堤を実施。
昭和58年 (1983年)	小矢部大堰が完成。
平成20年 (2008年)	小矢部川水系河川整備基本方針が策定される。

▲治水事業の沿革

1.3 利水の沿革

◇小矢部川から取水していた左岸高木、浅地、治郎島、島の 4 用水、右岸経田、福住の 2 用水の計 6 用水を合口化するため、富山県が昭和 14 年に中部合口堰を建設しました。昭和 27 年に五位庄頭首工、昭和 33 年に下八ヶ佐加野用水が建設され、用水量が安定的に取水可能となりました。

◇昭和 40 年に刀利ダムが完成し、昭和 41 年に小矢部川第一発電所が運用を開始し、農業利水の他に発電利用も行われるようになりました。

◇中部合口堰は建設後三十数年を経過し、度重なる洪水の被害を受け、修理・改造を重ねましたが、堰地点の流下断面が小さく、洪水疎通のネックになっていたのに加え、洪水時のゲート操作も懸念されるようになったため、中部合口堰を昭和 58 年に改修し、小矢部大堰を建設しました。

◇上流には刀利ダム（昭和 42 年完成）、子撫川ダム（昭和 54 年完成）、城端ダム（平成 4 年完成）、臼中ダム（平成 5 年完成）等があり、かんがい用水、発電用水等の補給を行っています。

2. 現状と課題

2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

■ 河道整備状況

◇茅渟橋付近、渋江川等で河道断面が不足しており、河川整備基本方針で定めた計画高水流量を安全に流下させることができない状況にあります。

■ 堤防整備状況

◇小矢部川において、堤防が必要な延長は73.8kmであり、順次、堤防の整備を進めてきましたが、伏木地区、吉久地区、福岡地区、三日市地区、小矢部地区、福町地区、島地区、綾子地区の一部で堤防高や幅が不足している区間があります。

■ 堤防の浸透に対する安全性

◇小矢部川は庄川扇状地の末端に位置しており、砂礫の堆積が見られるほか、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、また、旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透破壊が発生しやすい区間が多く見られます。このような箇所では浸透対策を実施する必要があります。

■ 地震に対する安全性

◇大規模な地震によって、堤防等の河川管理施設に沈下や損傷が生じると、治水上必要な機能を確保することができなくなるおそれがあるため、河川管理施設の耐震性能について調査を行い、適切な対策を行う必要があります。

■ 減災への取り組み

● 霞堤の現状

◇霞堤は、洪水時に開口部から一時的に洪水を遊水させる洪水調節機能や本堤が決壊した場合の二線堤としての機能などがあります。また、上流の堤防が決壊した場合でも、霞堤の開口部から氾濫流を河道に戻し氾濫被害を軽減させる機能があります。

◇小矢部川では、左岸31.0kmに霞堤があり、その機能が発揮されるよう、適切に管理していく必要があります。

● 危機管理

◇洪水時の水防警報や洪水予報、河川監視カメラの映像等の水防活動時に必要な情報をわかりやすく提供するなどの水防活動支援に努めています。

◇平常時においては、情報伝達訓練の実施や水防訓練の支援、防災情報の共有、洪水ハザードマップの作成支援、重要水防箇所の周知及び合同巡視の実施など、関係機関との連携強化に努めるほか、緊急時の水防活動に必要な資機材を水防倉庫等に備蓄しています。

◇今後もこれまで実施してきた対策を継続し、迅速かつ、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、関係機関と連携して危機管理体制の整備を行っていく必要があります。

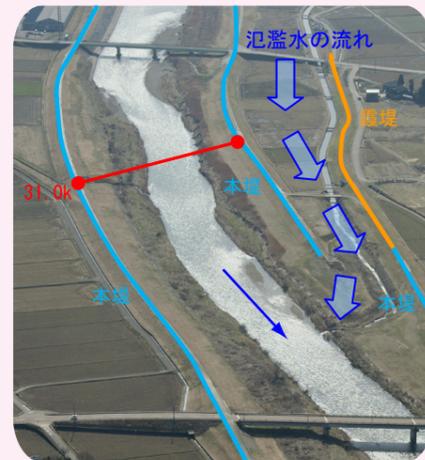
■ 河道の維持管理

◇河口部以外の河床高は、安定していますが、局所的な河床の洗掘箇所も見受けられることや、洪水時に上流部で生産された土砂が洪水とともに流送されるおそれがあります。

◇河床高が低下すると、洗掘により堤防や護岸などの河川構造物が不安定となって崩壊する可能性があり、一方で土砂堆積による河床の上昇や河道内の樹林化の進行により流下能力に不足が生じ洪水流下の阻害となるおそれもあります。

■ 河川管理施設の維持管理

◇堤防、護岸、樋門、堰などの河川管理施設は、河川による公共利益や地域の安全のために欠かすことのできない機能を有する施設であり、常にこれらの施設が機能を発揮できるように、維持管理することが必要です。



▲小矢部川左岸31.0km地点の霞堤



▲護岸の崩壊状況

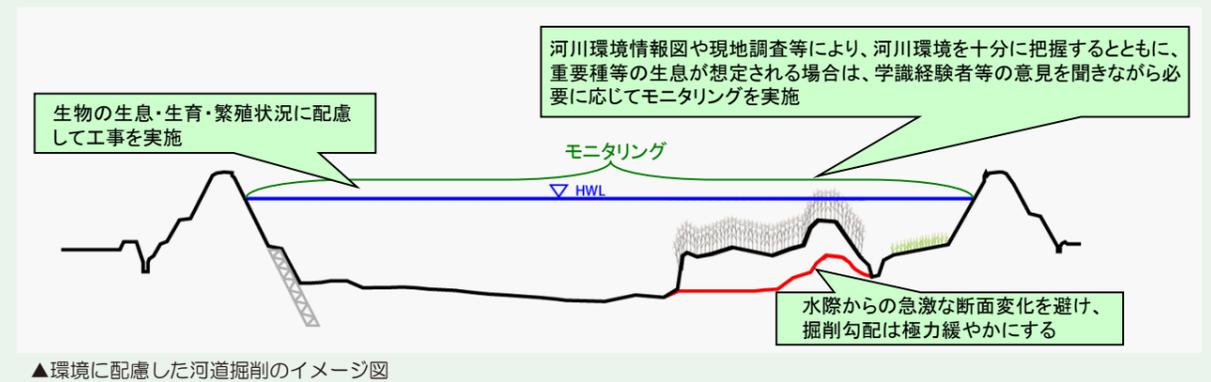
5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

■ 多自然川づくり

◇河川改修や河川周辺で工事を行う場合は、多自然川づくりなど、現在の生態系に与える影響が極力小さくなるよう、可能な限り多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めるとともに、工事の施工にあたっては環境への配慮事項が適切に実施されるよう努めます。

◇河川環境に与える影響が大きいと予想される場合には、その時点での河川環境情報図や現地調査により、河川環境を十分に把握するとともに、学識経験者等の意見や地域住民の意向を聴きながら、事業箇所の環境や特徴に応じた対応に努めます。

◇河川水辺の国勢調査の結果を計画に反映しながら、地域住民や関係機関と連携して小矢部川とその周辺の良好な河川環境の維持・保全・創出に努めます。



▲環境に配慮した河道掘削のイメージ図

■ 流域内の生物の生息・生育・繁殖環境の連続性確保

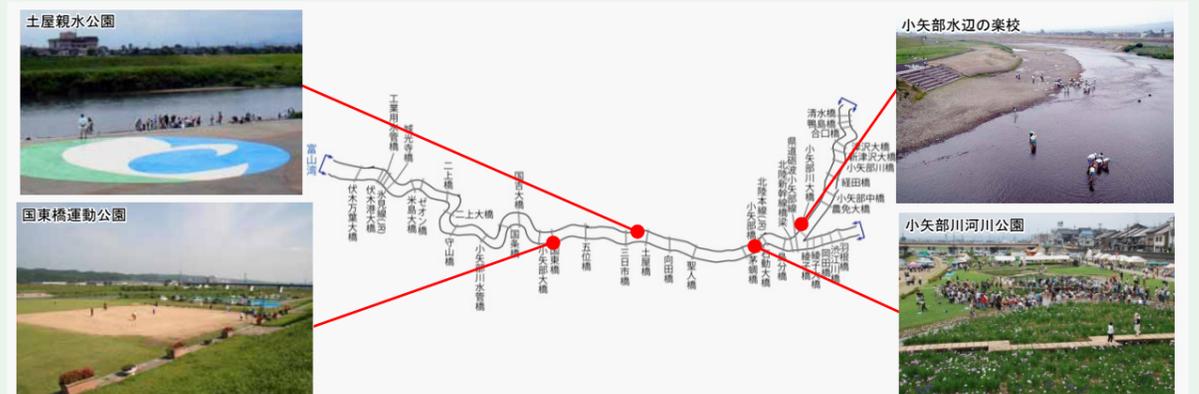
◇小矢部川本川と流入してくる河川・水路等との間には落差の生じている箇所があることから、工事施工の際には、これら箇所について、水域の連続性確保に配慮します。

■ 住民のニーズに応じた多様な利用空間の創造（河川空間の利活用）

◇河川空間の整備にあたっては、「365日の川づくり」※を意識し、小矢部川水系の河川空間の基本的整備・管理方針を定めた環境管理基本計画に基づき、住民のニーズを踏まえた多様な利用空間の創造に努めます。

◇瀬、淵、ワンド等からなる水辺景観の保全に努めるとともに、周辺の歴史、地域の施設や地域づくりとの連携を十分考慮します。

※「365日の川づくり」とは、洪水や濁水等の異常時への対応に加え、平常時（河川環境・利用等）への対応を重視し、常に川の365日を視野に入れて、治水・利水・環境に対して総合的に整備していくものです。



▲小矢部川の河川空間の利用状況

5. 河川整備の実施に関する事項 ①

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

■ 堤防の整備、河道掘削

◇堤防の高さや幅が不足している箇所については、堤防の整備を実施し、流下能力の向上を図ります。

◇また、堤防の整備を実施しても、流下能力が不足する箇所においては、河道掘削を実施し、流下能力の向上を図ります。なお、堤防の整備にあたっては、掘削土砂を転用するなどの有効活用も図ります。

◇河岸侵食のおそれがある箇所については、護岸の整備を行います。

目的	河川名	場所		工事の内容	
流下能力確保	小矢部川	左岸	高岡市伏木湊町地先 ～高岡市伏木地先：0.0k～2.6k	堤防の整備	
			高岡市福岡町上野地先 ～小矢部市田川地先：22.8k～23.2k		
		右岸	射水市庄西町地先 ～高岡市米島地先：0.0k～2.6k		
			渋江川		左岸
	小矢部市綾子地先：1.8k付近				
	右岸	小矢部市矢水町地先：0.0k～0.2k			
小矢部市矢水町地先：0.8k～1.2k					
小矢部市矢水町地先：1.6k、2.0k					

※施行場所及び範囲については、今後の調査等により変わる場合があります。
※0.0k～2.6k付近の整備については、港湾管理者と調整のうえ適切な役割分担のもとで対策を行います。

目的	支川名	場所		工事の内容
流下能力確保	渋江川	左岸	小矢部市綾子地先：1.2k付近	河道掘削
		右岸	小矢部市矢水町地先：1.4k～1.8k	

※施行場所及び範囲については、今後の調査等により変わる場合があります。

■ 支川合流点処理

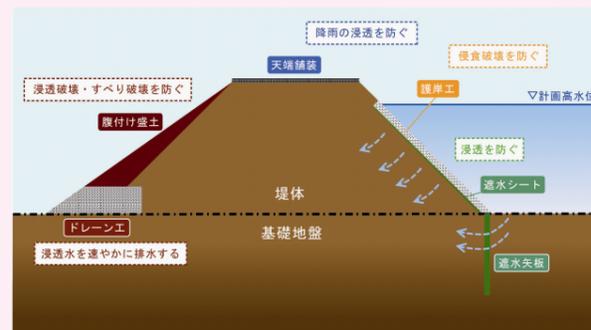
◇小矢部川支川の合流点では、支川堤防の高さが不足している箇所があり、洪水時には本川の水が逆流して氾濫が生じる場合があります。このような箇所では、堤防の整備や樋門等の整備による合流点処理を実施します。

目的	支川名	場所		工事の内容
支川合流点処理による浸水被害軽減	谷内川	左岸	高岡市四日市地先：14.8k	堤防の整備
	合又川	右岸	小矢部市茄子島地先 ～小矢部市小神地先：28.0k～28.2k	樋門等の整備

※施行場所及び範囲については、今後の調査等により変わる場合があります。

■ 堤防の質的整備

◇堤防の浸透対策については、堤防詳細点検結果等を踏まえ、すべり破壊、浸透破壊に対する安全性が確保されない箇所について、必要に応じて対策を実施します。また、堤防の侵食対策については、洗掘状況等を注視しつつ局所洗掘の規模や背後地等を考慮しながら必要な対策を実施します。なお、一部断面が不足する箇所については、必要に応じて質的強化に合わせて対策を実施します。



▲堤防質的整備における各種工法のイメージ図

■ 耐震対策の実施

◇大規模な地震動による液状化等により、堤防等の河川管理施設が被災すると、地震後の洪水等により浸水被害が発生するおそれがあるため、耐震性能の照査等を行い、必要に応じて耐震対策を実施します。

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

■ 河川水の利用

◇農業用水としては国管理区間の上流側に位置する小矢部大堰などでの許可水利権の取水が38.738m³/s(最大)あり、約10,500haに及ぶ耕地のかんがい利用され、この他に慣行水利権としても187件の利用があります。

◇水道用水としては、小矢部市、高岡市、氷見市の3市で0.77m³/sが利用されており、工業用水としては0.857m³/sが利用されています。

◇発電用水については、現在小矢部川流域の水力発電所は6箇所を数え、総最大出力は約30,000kWとなっています。

■ 流況

◇津沢地点における過去46年間(昭和42年～平成24年)の流況は、平均低水流量約13.9m³/s、平均濁水流量約7.4m³/sです。

■ 流況の維持

◇小矢部川では、近年では、正常な機能を維持するために必要な流量(概ね6m³/s程度)を概ね満足しています。引き続き正常流量の確保に努めていく必要があります。

※正常流量とは、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息・生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮して定められた流量及びそれが定められた地点より下流における流水の占有のために必要な流量の双方を満足する流量であって、適正な河川管理のために基準となる地点において定めるものをいいます。

2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題

■ 「緩やかな河川」小矢部川特有の生物の生息・生育・繁殖環境

◇小矢部大堰から高岡市の国東橋付近までは早瀬と淵が交互に出現します。これより下流になると、米島大橋付近までは平瀬と淵が交互に出現します。小矢部川水管橋付近から河口までは感潮区間となり、ゆるやかに日本海へつながっています。

■ 小矢部川に生息する生物の状況

◇高水敷では外来種が侵入しやすい一方で、支川や本川の水際部などでは水生及び湿生植物が多く確認されています。小矢部川では、多くの止水・緩流域を好む種類が確認されており、このような種はワンドや淵、流れの緩やかな小水路、岸際の植物帯等を好んで生息します。

■ 生物の生息・生育環境の連続性

◇小矢部川には、三日市頭首工、五位庄頭首工、小矢部大堰の3つの河川横断工作物があり、魚道が設置されていますが、渋江川の十ヶ用水頭首工では魚道が設置されていません。また小矢部川に流入する樋管等の合流点では落差があるとみられます。

■ 水質

◇河口から津沢地点において、近年は基準値を満足しています。

■ 河川利用

● 河川空間の利用状況

◇河川利用施設としては、公園・緑地が8箇所、運動場が6箇所あります。イベントでは、河口付近での「高岡ウォーク」「伏木曳山祭り」、小矢部河川公園での「花菖蒲祭り」「夏祭り」「パークゴルフ大会」、国東橋運動広場での「西部地区夏祭り」、土屋親水公園での「リバーサイドフェスタ」、津沢大橋上流での「津沢川まつり納涼花火大会」等が催されています。

● ごみの投棄等の状況

◇小矢部川では、河川内における船舶の係留(無許可)やごみ等の投棄などが課題となっており、洪水時に流下阻害となったり、流出した場合には河川管理施設等の損傷や操作の支障となるおそれがあります。



▲緩やかな流れ(米島大橋下流)



▲三日市頭首工の魚道



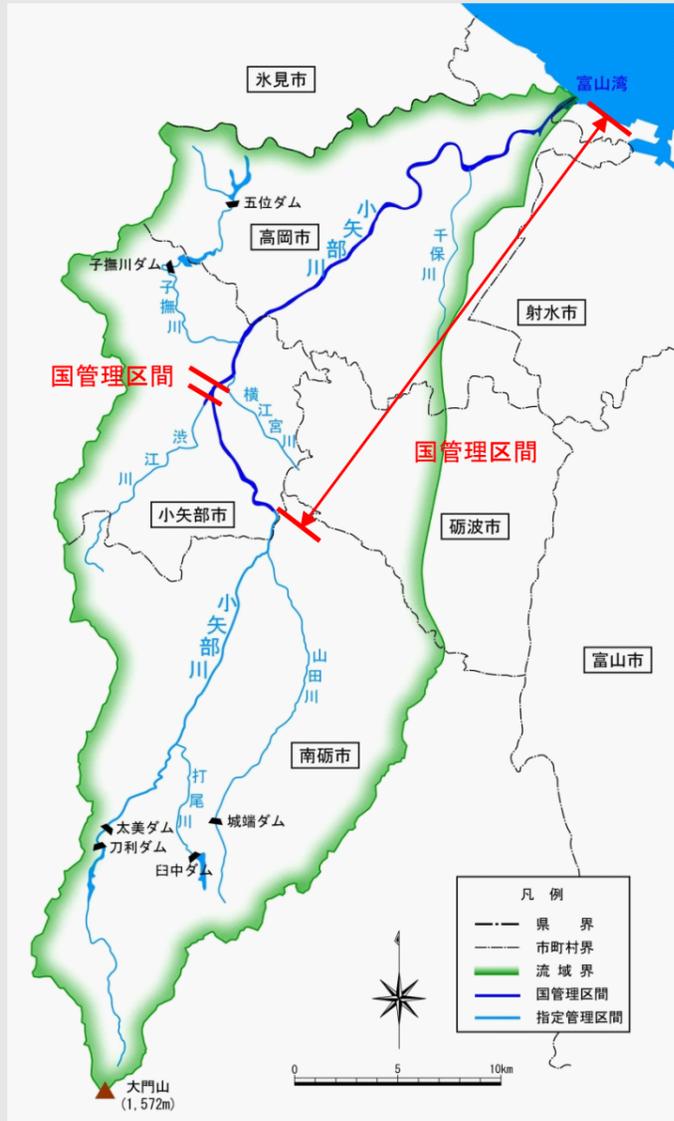
▲河川敷へのごみの投棄

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画対象区間

◇本計画の計画対象区間は、国土交通大臣が管理する以下の区間とします。

河川名	区間		延長 (km)
	上流端	下流端	
小矢部川	左岸：富山県小矢部市鴨島 186 番の 1 地先 右岸：富山県南砺市本江 116 番地先	海に至るまで	35.4
しぶえ 渋江川	左岸：富山県小矢部市蓮沼 245 番の 3 地先 右岸：富山県小矢部市矢水町 94 番の 1 地先	小矢部川合流点	2.0



▲計画対象区間

3.2 計画対象期間

◇本計画の計画対象期間は、概ね 30 年間とします。なお、本計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道の状況等を前提としているものであり、これらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

小矢部川水系河川整備計画では、以下を基本理念とし、「川づくり」に取り組みます。

「安全で安心でき、人々の生活を支え・潤すとともに、豊かな環境の小矢部川を後世に伝えていくことを目指す」

●安全で安心できる川づくり

◇洪水や濁水などから生命・財産を守り、安全で安心できる川を目指します。

●生活に密着した潤いのある川づくり

◇豊富な流量をもとに流域の穀倉地帯を潤し、市街地近郊にあつては日常の生活に安らぎを与え、「住民が集い、川や自然に親しむ」ことができる、人々の生活環境を豊かに潤す川を目指します。

●自然豊かで良好な生態系に恵まれた小矢部川らしさを保全する川づくり

◇湧水やワンド、細流といった特色のある豊かな自然環境を守り育て、ウグイ、コイ、ジャコウアゲハやウマノスズクサなどの生息域が守られる生態系の保全に寄与する良好な川づくりを目指します。

●人と地域の連携を育む川づくり

◇地域に住む一人一人が流域の一員であることを認識し、流域一体となった川づくりを通して人と人、地域と地域の連携の軸となる川を目指します。

4.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

◇本整備計画では、小矢部川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ、段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とします。

◇本整備計画に定める河川整備を実施することで、小矢部川下流部において戦後最大流量を記録した平成 10 年 9 月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となります。

◇また、計画規模を超える洪水が発生した場合や整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合でも、被害を最小に抑えるために、ハード・ソフト両面からなる危機管理体制の構築に努めます。

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

◇河川水の利用に関しては、適正かつ安定した水利用のために、取水実態の変化を踏まえ、慣行水利権の許可水利権への移行等、適正な水利使用の調整を行うとともに、流水の正常な機能を維持するために、津沢地点において概ね 6m³/s の流量の確保に努めます。

4.3 河川環境の整備と保全に関する目標

◇河川環境の整備と保全に関しては、小矢部川水系河川整備基本方針に沿って、治水、利水及び沿川の自然環境、社会環境と調和を図りながら、河川環境の保全・創出及び秩序ある河川利用の促進に努めます。

◇動植物の生息・生育・繁殖環境に関しては、瀬・淵、ワンド等、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出に努めます。また、外来種については、関係機関と連携して移入回避に努めるとともに、必要に応じて駆除等に努めます。

◇景観に関しては、瀬・淵、ワンド等からなる自然景観の保全に努めるとともに、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持・形成に努めます。

◇水質に関しては、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の河川環境を考慮し、関係機関や地域住民と連携を図りながら、その維持・改善に努めます。

◇人と河川との豊かなふれあいの場の確保に関しては、地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた小矢部川の恵みを活かしつつ活力ある地域づくりに資するよう、河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう努めます。